台風等異常気象時における生徒の登下校について

1　当日は、暴風警報（ぼうふうけいほう）・暴風雪警報（ぼうふうせつけいほう）の発令、及び解除について、テレビ・ラジオ等の報道によく注意し、以下のように行動すること。

（1）生徒の登下校については次のように行う。

ア　9：00　STの場合（10：50の場合も含む）

（ア）　午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行う。

（イ）　午前6時30分を過ぎてから午前8時15分までに警報が解除された場合は、解除後2時間30分を経てから当日の授業を行う。

（ウ）　午前8時15分時を過ぎてから警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は、当日の授業は中止する。

イ　9：30　STの場合（特別時間割）

（ア）　午前7時までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を行う。

（イ）　午前7時を過ぎてから警報が解除されるか、または引き続き解除されない場合は、当日の授業は中止する。

2　特別警報（とくべつけいほう）が発表された場合

（1）　登校すべき日（午前0時～）に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合は、登校しない。

（2）　特別警報解除後も、指示があるまで登校しない。

3　いずれも、交通機関の故障、道路・橋の破壊などで登校が危険な場合には登校する必要はないが、なるべく早く担任に届け出なければならない。

4　当日は、学校への問い合わせの電話は自粛すること。

5　平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。

6　生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、該当生徒を自宅待機とする。

※愛知県下どの地域に暴風警報・暴風雪警報が発令されていても、上記1の規定を適用する。